

# 幼児教育・保育の無償化とは（認可外保育施設等の場合）

## ① 幼児教育・保育の無償化のねらい

幼児教育・保育の無償化は、子どもたちに対し、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の機会を保障するとともに、子育て世代の経済的な負担軽減を図ることを目的に実施するものです。

## ② 施設等利用給付とは

幼児教育・保育を無償化するためのしくみを「子育てのための施設等利用給付」といいます。

**認可外保育施設等（認可外保育施設のほか、一時預かり、病児保育、ファミリー・サポート・センター）のみの利用者が無償化の対象となるためには、「子育てのための施設等利用給付認定」を受ける必要があります。次の区分に応じて、給付内容が決まります。**

### ○ 子育てのための施設等利用給付認定の区分について

認定区分	対 象	内 容
1号認定	満3歳以上の子どものうち、2・3号認定以外の場合	○授業料・利用料…無償 ○預かり保育、一時保育等…無償化対象外
2号認定	3～5歳児で、保護者が「保育の必要性（※③参照）」に当てはまる場合 （満3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過している子ども）	○授業料・利用料…無償 ○預かり保育、一時保育等…無償 （施設条件・上限額あり）
3号認定	0～2歳児で、保護者が「保育の必要性（※③参照）」に当てはまり、市町村民税非課税世帯である場合 （満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子ども）	

## ③ 保育の必要性について（保育を必要とする理由）

保護者それぞれが次の条件のいずれかに当てはまる場合、保育の必要性が認められます。

1	就労	居宅内外で月60時間以上就労（夜勤を含む）をしている場合
2	妊娠・出産	母親の出産前後である場合 （出産予定日の前日を含む56日前から出産当日を含む57日目が属する月の月末まで）
3	疾病・障害等	保護者が病気・負傷・心身の障害等の場合
4	同居親族等の介護・看護	同居の親族や長期入院等をしている親族の介護や看護をしている場合
5	災害復旧	震災や風水害、火災などの災害復旧の場合
6	求職活動	求職活動中である場合
7	就学	就学や技能取得等の場合
8	DV・虐待	DVや虐待のおそれがある場合
9	育児休業	育児休業取得時（3歳以上児のみ）

# 給付を受けるための手続き

## ①子育てのための施設等利用給付認定（全員必要）

あらかじめ「施設等利用給付認定」を受ける必要があります

## ◎提出先

- ・ 認可外保育施設利用の場合…各利用施設
- ・ 認可外保育施設以外の場合…市役所子ども未来課

## ◎必要書類

※下記必要書類を封筒に入れ、利用施設へ提出してください。

## ★2・3号認定必要書類

全員必要	<input type="checkbox"/> 子育てのための施設等利用給付認定申請書 <input type="checkbox"/> 保育所等の入園申込みを行わない理由の確認について
<b>保育の必要性を証明する書類【いずれか必須】</b>	
就労 (会社員・パート等)	<input type="checkbox"/> 就労確認書
就労（自営業）	<input type="checkbox"/> 就労確認書、 確定申告の写し・公的機関への届出等・チラシ・名刺・ホームページの写し等営業 の実態が判断できる資料
就労（内職）	<input type="checkbox"/> 就労確認書 及び <input type="checkbox"/> 作業依頼証明書
就労（農業従事）	<input type="checkbox"/> 就労確認書 及び <input type="checkbox"/> 出荷等の伝票 ※農業従事者で田畑を耕作されている場合は、1人当たり田畑合わせて10アール以上の の農地を耕作していること、及び生計に寄与していること。
妊娠・出産	<input type="checkbox"/> 母子手帳の写し
疾病・障害等	<input type="checkbox"/> 医師の診断書（原本、治療見込期間の記載のあるもので、3か月以内に取得したもの）
同居親族等の介護・看護	<input type="checkbox"/> 医師の診断書（原本、治療見込期間の記載のあるもので、3か月以内に取得したもの）
災害復旧	<input type="checkbox"/> 罹災証明書
求職活動	<input type="checkbox"/> 求職活動申告書
就学	<input type="checkbox"/> 合格通知・在学証明書・カリキュラム等の在学期間及び就学時間が分かる書類
育児休業	<input type="checkbox"/> 就労確認書（育児休業期間を記入したもの）
令和2年1月1日現在犬山市に住所がない方	<input type="checkbox"/> 令和2年度市町村民税課税証明書

## ②決定通知 犬山市が認定を行い、「施設等利用給付認定通知書」により通知します。

※審査に必要な場合、市が勤務先等に電話等で調査・確認することがあります。

## ③給付

保護者が犬山市役所（子ども未来課）に利用料の請求を行います。

審査後、市より保護者の方へ利用料を支給します。

### 必要書類

- 施設等利用費請求書（償還払い用）
- 特定子ども・子育て支援の提供に係る領収書
- 特定子ども・子育て支援提供証明書

※ファミリー・サポート・センターを利用の場合は、援助会員が作成した活動報告書の添付も必要です。

支払い時期は、3か月ごとになります。

### 請求スケジュール

区分	請求書提出〆切時期	支払時期
4月～6月利用分	7月末	9月中旬
7月～9月利用分	10月末	12月中旬
10月～12月利用分	1月末	3月中旬
1月～3月利用分	4月末	6月中旬

## ④施設等利用給付認定の有効期間について

施設等利用給付認定の有効期間	
2・3号認定	<ul style="list-style-type: none"><li>○「就労」、「疾病・障害」及び「介護・看護」の方<ul style="list-style-type: none"><li>・3号認定：満3歳に達する日以後の最初の3月31日まで</li><li>・2号認定：小学校就学前の年度末</li></ul></li><li>○「育児休業」の方：育児休業終了日</li><li>○「妊娠・出産」の方<ul style="list-style-type: none"><li>・3号認定：「出産日（出産予定日）から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日」または「満3歳に達する日以後の最初の3月31日」のいずれか早い日</li><li>・2号認定：「出産日（出産予定日）から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日」または「小学校就学前の年度末」のいずれか早い日</li></ul></li></ul>

## ⑤施設等利用給付認定の内容変更があった場合について

認定後、内容に変更が生じた場合は、改めて「施設等利用給付認定申請書」及び就労確認書等の添付書類が必要となります。変更が生じた際は、利用施設又は犬山市役所子ども未来課までご連絡ください。

### 【問合せ】

犬山市役所教育部子ども未来課（保育担当）  
TEL：0568-44-0324  
FAX：0568-44-0365



## 無償化後にかかる費用（認可外保育施設等の場合）

### ① 給付額

対象施設	対象額	
	0～2歳児（3号認定）	3～5歳児（2号認定）
認可外保育施設	上限42,000円/月まで無償 ※市町村民税非課税世帯に限る	上限37,000円/月まで無償
一時預かり		
病児保育		
ファミリー・サポート・センター		

### ② 利用者負担額

利用者負担額	3～5歳児の場合（例）	自己負担額
	例）1：対象施設の合計保育料が50,000円の場合	
例）2：対象施設の合計保育料が30,000円の場合		0円※差し引いてマイナスとなる場合はその額まで

※実費として徴収されている費用（給食費、行事費など）は、無償化の対象外です。

毎月の支払	一旦利用施設に利用料を支払い、後から領収書等をもとに給付する方式になります。
-------	--